

島根県立大学学位規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 41 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 40 条及び島根県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 20 条に基づき、島根県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部・研究科	学科・専攻	課程	学位（専攻分野の名称）
国際関係学部	国際関係学科		学士（国際関係学）
地域政策学部	地域政策学科		学士（地域政策学）
看護栄養学部	看護学科		学士（看護学）
	健康栄養学科		学士（栄養学）
人間文化学部	保育教育学科		学士（保育教育学）
	地域文化学科		学士（地域文化学）
北東アジア開発研究科	北東アジア専攻	博士前期課程	修士（社会学）
	地域開発政策専攻		修士（開発研究）
	北東アジア超域専攻	博士後期課程	博士（社会学）
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士（看護学）
		博士後期課程	博士（看護学）

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学国際関係学部、地域政策学部、看護栄養学部又は人間文化学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた（以下「学力の確認」という。）者に授与することができる。

(学位論文等の提出)

第 4 条 本学大学院の課程の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文等審査申請書に、学位論文又は特定の課題についての研究成果（以下「学位論文等」という。）及び論文の要旨を添えて、研究科長を経由して学長に提出するものとする。た

だし、博士の学位の授与を受けようとする者は、更に論文目録及び履歴書を添えなければならない。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか所定の学位授与申請書及び公立大学法人島根県立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第55号）に定める学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

3 提出する学位論文等は、修士の学位論文等は3編とし、博士の学位論文は6編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

4 受理した学位論文等、添付資料及び学位論文審査手数料は、返還しない。
（博士候補者試験等）

第5条 北東アジア開発研究科における博士の学位論文は、前条の規定にかかわらず、別に定める博士候補者試験及び博士論文予備審査（以下「博士候補者試験等」という。）に合格しなければ提出することができない。

2 博士候補者試験等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5条の2 看護学研究科における博士の学位論文は、前条の規定にかかわらず、別に定める研究計画書審査及び博士論文予備審査（以下「研究計画書審査等」という。）に合格しなければ提出することができない。

2 研究計画書審査等に関し必要な事項は、学長が別に定める
（学位論文審査等の付託）

第6条 学長は、第4条第1項及び第2項の規定により提出された学位論文等を受理したときは、その審査及び試験又は学力の確認（以下「審査等」という。）を研究科委員会に付託するものとする。
（学位論文等審査）

第7条 研究科委員会は、大学院学則第19条の規定に基づき、審査を付託された学位論文等の審査等を行うため学位論文審査委員会を設けるものとする。

2 前項の学位論文審査委員会の構成及び所掌については、別表のとおりとする。

3 前項の規定のほか、学位論文等の審査に関し必要な事項は、別に定める。
（課程を経る者の試験）

第8条 大学院学則第18条に規定する試験は、学位論文等を中心とし、これに関連する科目について、公開審査（博士論文の審査に限る。）及び口頭試問又は筆答試験（以下「試験等」という。）により行う。

2 試験等の方法については、別に定める。
（課程を経ない者の学力の確認）

第9条 第3条第4項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、試験等により行う。

2 前項に規定する外国語については、2カ国語の試験を課すものとする。ただし、研究科委員会が特別の事由があると認めたときは、1カ国語の試験とすることができる。

3 試験等の方法については、対象者ごとに研究科委員会が定める。
（審査の期間）

第10条 学位論文審査委員会は、第3条第2項及び第3項の規定による学位授与の申請に係る学位論文等の審査及び試験等を、原則として当該学生の在学期間内に終了するものとする。

- 2 学位論文審査委員会は、第3条第4項の規定による学位授与の申請に係る学位論文の審査及び学力の確認を、当該申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない、ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第11条 学位論文審査委員会は、審査等が終了したときは、直ちにその結果を文書により研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告にあたっては、学位論文等の要旨、審査の結果の要旨、試験等の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨及び学位を授与できるか否かの意見を添付するものとする。

(学位授与の議決等)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

- 2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ出席者の過半数の同意がなければならない。
- 3 前項の議決に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。
- 4 研究科委員会は、第1項の議決をしたときは、直ちにその結果を文書により学長に報告しなければならない。
- 5 前項の報告にあたっては、学位論文の要旨、審査の結果の要旨及び試験等の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第13条 学長は、学位の授与をすべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第14条 学長は、学位を授与したときは、学位簿に登録し、博士の学位の授与にあつては、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に論文要旨及び論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文等の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表している場合はこの限りでない。

- 2 前項の公表について必要な事項は研究科長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を得て、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科

委員会は、当該博士論文の全文を必要に応じて閲覧に供するものとする。

- 4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、島根県立大学と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

- 2 前項の規定による研究科委員会及び教育研究評議会の議決は、構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

- 3 博士の学位を授与された者が第16条の規定に違背したときは、第1項の規定を適用することができる。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日に本学大学院に在学する学生に対しては、改正前の規程は、なお効力を有する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に学位を授与する者について適用し、同日前に学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の島根県立大学学位規程（以下「改正前の学位規程」という。）は、改正前の学位規程第 2 条第 2 項に規定する総合政策学部在籍する者に対しては、なお効力を有する。

別表（第 7 条関係）

博士前期課程関係

名 称	委員長	委 員	所掌事務
博士前期課程 学位論文審査委員会	委員による互選	1 主研究指導教員 1 名 2 副研究指導教員もしくは研究科委員会から選ばれた上記以外の教員 2 名	1 論文審査委員会の審査報告の作成及び確認に関すること 2 試験等に関すること 3 研究科委員会が付託したこと

博士後期課程（北東アジア超域専攻）関係

名 称	委員長	委 員	所掌事務
博士後期課程 学位論文審査委員会	委員による互選	1 主研究指導教員又は紹介教員(主査) 1 名 2 副研究指導教員 2 名 3 研究科委員会から選ばれた上記以外の教員 1 名 4 大学院学則第 19 条第 2 項に規定する教員等 1 名	1 論文審査委員会の審査報告の作成及び確認に関すること 2 公開審査会に関すること 3 課程を経る者の試験等に関すること 4 課程を経ない者の学力の確認に関すること 5 研究科委員会が付託したこと

博士後期課程（看護学専攻）関係

名 称	委員長	委 員	所掌事務
博士後期課程 学位論文審査委員会	委員による互選	研究指導教員を含まない研究科教授 3 名 ※ただし、研究科委員会が必要と認めた場合は、他大学の研究者 1 名あるいは専門の異なる研究者 1 名を追加することができる。	1 論文審査委員会の審査報告の作成及び確認に関すること 2 予備審査に関すること 3 公開論文発表会と最終試験に関すること 4 課程を経る者の試験等に関すること 5 研究科委員会が付託したこと

契

第____号

卒 業 証 書 ・ 学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日生

本 学 ※ ※ ※ 学 部 ※ ※ ※ 学 科 所 定 の
課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た こ と を 認 め
学 士 （ ※ ※ ※ 学 ） の 学 位 を 授 与 す る

年 月 日

島根県立大学長 学 長 氏 名

学長印